令和８年度

資産等報告書の審査意見書

みやこ町政治倫理審査会

令和８年９月２４日

みやこ町長　内　田　直　志　様

みやこ町政治倫理審査会
会　長　　水　島　達　哉

みやこ町政治倫理審査会会長之印

みやこ町政治倫理条例（以下「条例」という。）第７条の規定により、審査の依頼があった令和８年度の資産等報告書（以下「報告書」という。）の審査結果について、次のとおり報告いたします。

１　報告書の提出状況

条例第４条第１項及び第２項の規定により、報告書の提出を義務付けられている提出義務者（町長等及び議員）は１７名、その配偶者及び扶養又は同居の親族は３１名であり、合計４８名分の報告書が提出期限内に提出されました。

２　審査会の開催状況

（１）令和８年７月１日、７月８日、７月１５日、７月２２日、７月２９日、８月１９日、９月２日の計７回開催しました。

（２）審査にあたった審査会委員は、次のとおりです。

政治倫理審査会委員名簿

職　　名	氏　　名	備　　考
会　　長	水　島　達　哉	識見を有する者
副　会　長	宮　田　　実	識見を有する者
委　　員	立　花　　薫	住民代表
委　　員	藤　丸　　昌　枝	住民代表
委　　員	中　谷　　秀　俊	住民代表

3　審査の結果

条例第５条に掲げる事項を審査した結果、記入漏れ、誤記や内容確認等が必要と判断したものについては、指摘事項を取りまとめ、提出義務者に回答を求めました。主な指摘事項は、以下のとおりです。

（１）報告書の内容について、添付書類の内容が正確に転記されていない方に指摘しました。

（２）証明書類を一部欠いたもの（出資金や貯蓄性保険の解約返戻金に関する証明書類等）が見受けられたため、追加資料の提出及び報告書の修正を求めました。

（３）本年度から報告書の様式が改正され、新たな様式に適合しない記載が散見されたことから、適宜、内容の修正を求めました。

4　審査意見

（１）報告書は、条例第８条に基づき、町民が閲覧することをふまえ、基準日時点の金額等を十分に精査したうえで、記入漏れや誤記がないよう適正に作成するとともに、審査に必要な事項を具備した証明書類をあらかじめ整理したうえで提出するよう、引き続き求めます。

（２）提出義務者においては、町民の信頼に値する倫理性を自覚し、町民に対し自ら進んで、その高潔性が明らかとなるよう報告書の記載内容に責任を持つとともに、条例の趣旨に基づき、各々がその人格と倫理の向上に努め、清浄で民主的な町政の発展に寄与されることを望みます。

（３）本年度から条例および報告書様式等が改正され、より分かりやすいものとなっています。今後も、報告内容の明確化を含め、より分かりやすく、時代に対応した様式への改正を続けることを求めます。

以上